令和7年度 ごみ収集カレンダー

松阪市本庁管内

A4地区（自治会名）（通称名）

朝田町・立田町・和屋町・上七見町・下七見町・新屋敷町・古井町・西野々町・佐久米町・大宮田町・井口中町・中河原町・腹太町・六根町・保津町・魚見町・新開町・川島町・東久保町・東町・宮町・幸生町・寿・清生町第一・清生町第二・清生町第三・清生町第四・名古須西・西黒部町・高須町・松名瀬町・東黒部町南出・東黒部町川原・東黒部町奥浜・東黒部町東三・東黒部町南六

●ごみは分別して収集日の当日**午前8時**までに出してください。

問合せ先			
	ごみの収集に関すること	松阪市リサイクルセンター	☎53-4470
	資源物に関すること	松阪市リサイクルセンター	☎53-4417
	ごみの持ち込みに関すること	松阪市クリーンセンター	☎36-0975
	埋立物は必ず事前問合せください	松阪市一般廃棄物最終処分場	☎28-7710

可燃 もやすしかないごみ　不燃 もえないごみ 危険ごみ　プラ容 プラスチック容器・袋　ビン 空ビン　資源 充電式小型家電、新聞紙、雑誌・雑紙、ダンボール、古着類、牛乳パック、白色トレー、ペットボトル、飲食用アルミ缶、蛍光管

※松阪市クリーンセンターでは、月曜日及び水曜日の祝日、★印の第3日曜日（12月は第2日曜日）もごみの持ち込み受付業務を行います。
ただし、★印の第3日曜日（12月は第2日曜日）については、ごみの収集業務は行いません。

令和7年

4月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3 可燃	4 プラ容	5
6	7 可燃	8 ビン	9 不燃	10 可燃	11 プラ容	12
13	14 可燃	15	16	17 可燃	18 プラ容	19
20 ★	21 可燃	22 資源	23 不燃	24 可燃	25 プラ容	26
27	28 可燃	29	30			

5月

日	月	火	水	木	金	土
				1 可燃	2 プラ容	3
4	5 可燃	6	7 不燃	8 可燃	9 プラ容	10
11	12 可燃	13 ビン	14	15 可燃	16 プラ容	17
18 ★	19 可燃	20	21 不燃	22 可燃	23 プラ容	24
25	26 可燃	27 資源	28	29 可燃	30 プラ容	31

6月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 可燃	3	4 不燃	5 可燃	6 プラ容	7
8	9 可燃	10 ビン	11	12 可燃	13 プラ容	14
15 ★	16 可燃	17	18 不燃	19 可燃	20 プラ容	21
22	23 可燃	24 資源	25	26 可燃	27 プラ容	28
29	30 可燃					

7月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2 不燃	3 可燃	4 プラ容	5
6	7 可燃	8 ビン	9	10 可燃	11 プラ容	12
13	14 可燃	15	16 不燃	17 可燃	18 プラ容	19
20 ★	21 可燃	22 資源	23	24 可燃	25 プラ容	26
27	28 可燃	29	30 不燃	31 可燃		

8月

日	月	火	水	木	金	土
					1 プラ容	2
3	4 可燃	5	6	7 可燃	8 プラ容	9
10	11 可燃	12	13 不燃	14 可燃	15 プラ容	16
17 ★	18 可燃	19 ビン	20	21 可燃	22 プラ容	23
24	25 可燃	26 資源	27 不燃	28 可燃	29 プラ容	30
31						

9月

日	月	火	水	木	金	土
	1 可燃	2	3	4 可燃	5 プラ容	6
7	8 可燃	9 ビン	10 不燃	11 可燃	12 プラ容	13
14	15 可燃	16	17	18 可燃	19 プラ容	20
21 ★	22 可燃	23	24 不燃	25 可燃	26 プラ容	27
28	29 可燃	30 資源				

10月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2 可燃	3 プラ容	4
5	6 可燃	7	8 不燃	9 可燃	10 プラ容	11
12	13 可燃	14	15	16 可燃	17 プラ容	18
19 ★	20 可燃	21 ビン	22 不燃	23 可燃	24 プラ容	25
26	27 可燃	28 資源	29	30 可燃	31 プラ容	

11月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 可燃	4	5 不燃	6 可燃	7 プラ容	8
9	10 可燃	11 ビン	12	13 可燃	14 プラ容	15
16 ★	17 可燃	18	19 不燃	20 可燃	21 プラ容	22
23	24 可燃	25 資源	26	27 可燃	28 プラ容	29
30						

12月

日	月	火	水	木	金	土
	1 可燃	2	3 不燃	4 可燃	5 プラ容	6
7	8 可燃	9 ビン	10	11 可燃	12 プラ容	13
14 ★	15 可燃	16	17 不燃	18 可燃	19 プラ容	20
21	22 可燃	23 資源	24	25 可燃	26 プラ容	27
28	29 可燃	30	31			

令和8年

1月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5 可燃	6	7 不燃	8 可燃	9 プラ容	10
11	12 可燃	13	14	15 可燃	16 プラ容	17
18 ★	19 可燃	20 ビン	21 不燃	22 可燃	23 プラ容	24
25	26 可燃	27 資源	28	29 可燃	30 プラ容	31

2月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 可燃	3	4 不燃	5 可燃	6 プラ容	7
8	9 可燃	10 ビン	11	12 可燃	13 プラ容	14
15 ★	16 可燃	17	18 不燃	19 可燃	20 プラ容	21
22	23 可燃	24 資源	25	26 可燃	27 プラ容	28

3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 可燃	3	4 不燃	5 可燃	6 プラ容	7
8	9 可燃	10 ビン	11	12 可燃	13 プラ容	14
15 ★	16 可燃	17	18 不燃	19 可燃	20	21
22	23 可燃	24 資源	25	26 可燃	27 プラ容	28
29	30 可燃	31				

○事業にともなう一般廃棄物は、松阪市が許可している業者に依頼するか、または自己搬入してください。○産業廃棄物は、松阪市では受入・処理できません。令和7年3月発行

※藍の縞模様は、伝統工芸品の「松阪木綿」柄です。